

下水道未整備地区の皆様へ

下水道整備等に関するアンケート調査へのご協力をお願い

日頃より、上下水道事業に関しましては、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

所沢市上下水道局では、汚水を流す本下水の整備につきまして、令和6年度までの計画に基づき進めているところです。現在、令和7年度以降の整備方針を検討しており、その一環として、下水道整備等に関するアンケート調査を行うこととなりました。

このアンケートは、今後の生活排水処理施設（下水道、浄化槽など）の整備方針を検討するにあたっての基礎となる調査ですので、誠に恐縮ではございますが、可能な限り、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

なお、ご記入いただいた情報は、生活排水処理施設の整備方針の検討に関すること以外には使用せず、個人情報保護に関する法令などに基づき適正に管理いたします。

令和3年6月

所沢市上下水道事業管理者 平田 仁

【アンケート調査の回答にあたって】

- 回答は原則として、世帯主又は代表者の方（共同住宅は所有者）にご記入をお願いいたします。
- 回答方法は、①直接アンケート票に記入する回答と②インターネットによる回答があります。
- ①直接アンケート票に記入する回答は、ボールペン等でご記入をお願いいたします。
 - ・自由意見等が欄内に書ききれない場合は、余白部などをご利用ください。
 - ・ご記入後、訂正等する場合は、該当の文字を二重線で消して余白部にご記入ください。
- ご記入いただきましたアンケート調査票は、お手数ではございますが、同封の返信用封筒にいれ、ご投函（切手不要）、またはインターネットにより以下の期日までにご回答くださいますようお願いをお願いいたします。回答にかかる時間は約5分です。

回答期限：令和3年7月5日（月）

・インターネットによる回答の場合は、問13に、アンケート調査票4ページ目に記載の数字を入力してください。

・インターネットによる回答の場合は、以下のURL等より、アクセスしてください。

URL：<http://vgr.city-tokorozawa.jp/index.php?id=582c1482>



【アンケート調査に関するお問い合わせ先】

■ 所沢市上下水道局 下水道整備課 計画担当

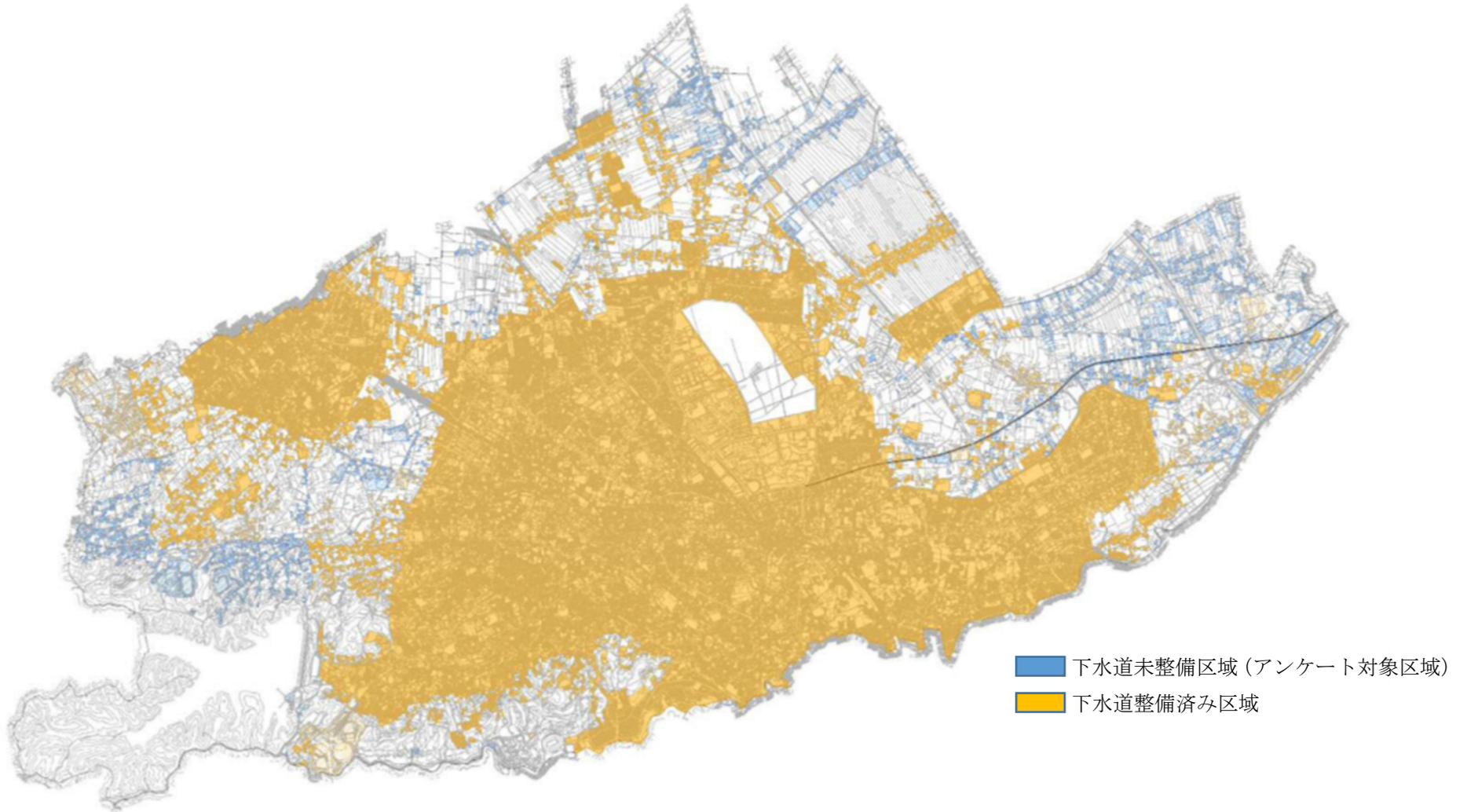
TEL：04-2921-1023

E-mail：b9211023@city.tokorozawa.lg.jp

※現時点で、市街化調整区域において、下水道未整備地区にお住まいの方を対象としております。

※このアンケートの結果につきましては、集計後、市のホームページにて公表いたします。

アンケート対象区域図



下水道未整備区域(アンケート対象区域)を家屋の密集度合いに応じて、約 90 ブロック (各ブロック約 3~4ha) に分割し、調査を実施しております。

問5

問4で2. と回答した方におうかがいします。

合併浄化槽についておうかがいします。設置年をお答えください。正確な年ではなくても構いませんので、おおよその時期をお答えください。

(記入例：昭和53年頃)

⇒ 問6へ

問6

合併浄化槽についておうかがいします。

業者による浄化槽の清掃状況をお答えください。当てはまる番号に1つ○をお付けください。

- | | |
|---------------|-------|
| 1. 清掃を行っている。 | ⇒ 問7へ |
| 2. 清掃を行っていない。 | ⇒ 問7へ |
| 3. わからない。 | ⇒ 問7へ |

問7

合併浄化槽についておうかがいします。

浄化槽の状態をお答えください。当てはまる番号に1つ○をお付けください。

- | | |
|--|-------|
| 1. 問題ない。 | ⇒ 問8へ |
| 2. わからない。 | ⇒ 問8へ |
| 3. 問題あり。(具体的に)(記入例：浄化槽の劣化が著しく、頻繁に溢れる。) | ⇒ 問8へ |

問8

問4で1. 2. 5. あるいは6. と回答した方におうかがいします。

処理した水の放流先はどこですか。当てはまる番号に1つ○をお付けください。

- | | |
|------------------|-------|
| 1. 側溝 | ⇒ 問9へ |
| 2. 河川・水路 | ⇒ 問9へ |
| 3. 私設管 | ⇒ 問9へ |
| 4. 雑排水管・雨水管(市所有) | ⇒ 問9へ |
| 5. 貯留槽・汲み取り槽 | ⇒ 問9へ |
| 6. 吸込槽・浸透槽 | ⇒ 問9へ |
| 7. わからない | ⇒ 問9へ |
| 8. その他 [] | ⇒ 問9へ |

問 9

今後の汚水の処理について、ご意向は次のどれに当てはまりますか。当てはまる番号に1つ○をお付けください。

なお、公共下水道に関しましては、整備する区域になりますと、受益者負担金、そのほか、公共下水道に接続するにあたっては、宅内排水設備改造費、下水道使用料が自己負担でかかります。（詳細は、補足資料の「4. 費用について」をご参照ください。）

また、公共下水道を整備する区域になった場合においても、下水道本管布設の工事着手までには相当の期間を要することがあります。

<参考>

- ・第1次市街化調整区域下水道整備計画（以下「第1次計画」という）における工事期間・平成15年度～令和6年度（22年間）（第1次計画は、平成13年度に策定した市街化調整区域における下水道整備の長期計画であり、概ね20年間で整備する区域を定めたものです。令和6年度までで、この第1次計画による整備事業が完了する予定です。）

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| 1. 下水道が整備されたらすぐに接続したい。 | ⇒ 問11へ |
| 2. 現在の処理施設（浄化槽等）が使えなくなったら下水道に接続したい。 | ⇒ 問11へ |
| 3. 下水道への接続を希望しない。現在の処理施設（浄化槽等）のままでよい。 | ⇒ 問10へ |
| 4. その他〔 | 〕⇒ 問11へ |

問 10

問9で3. と回答した方におうかがいします。

下水道への接続を希望しない理由をお聞かせください。

《現在の処理施設（浄化槽等）のままでよい理由》

⇒ 問12へ

問 11

問9で1. 2. あるいは4. と回答した方におうかがいします。

受益者負担金について、どの程度の金額までであれば接続を希望しますか。

最も近い番号に1つ○をお付けください。

- | | |
|---------------------------------------|--------|
| 1. 1, 130円/㎡（現在の負担金額）まで（約3, 735円/坪まで） | ⇒ 問12へ |
| 2. 2, 000円/㎡まで（約6, 611円/坪まで） | ⇒ 問12へ |
| 3. 3, 000円/㎡まで（約9, 917円/坪まで） | ⇒ 問12へ |
| 4. 3, 000円/㎡以上（金額にこだわらない） | ⇒ 問12へ |

III. 下水道事業に対するご意見、ご要望について

問 1 2

下水道事業についてご意見、ご要望等がありましたらお書きください。今後の参考にさせていただきます。

以上でアンケートは全て終了です。ご協力ありがとうございました。
お手数ですが、本アンケート票を同封の返信用封筒に入れ、令和3年7月5日までにご投函ください。（インターネットによる回答の場合は投函不要です。）

■ インターネット回答の方へ

ブロック

← 問 13 に、この数字を入れてください。

※ ブロックについては、家屋の密集度合いに応じて、約 90 ブロック（各ブロック約 3～4ha）に分割しております。

1. 生活排水処理施設について

生活排水処理施設において汚水処理方式は、主に集合処理方式（公共下水道）と個別処理方式（合併処理浄化槽）の2つに大きく分けることができます。家庭から出る排水は、し尿と生活雑排水（炊事や洗濯、入浴、清掃等による排水）に分けられます。これらは、公共下水道及び合併処理浄化槽により、適正に処理されます。集合処理方式（公共下水道）と個別処理方式（合併処理浄化槽）はそれぞれ以下に示すような特色があります。

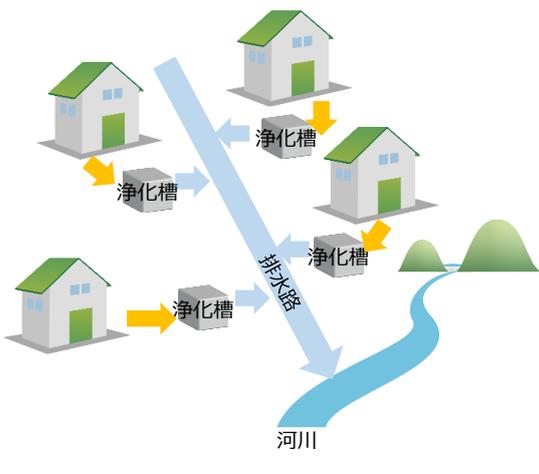
集合処理方式（公共下水道事業）	個別処理方式（合併処理浄化槽事業）
 <p>排水された汚水を道路下に埋設した管渠で収集し、下水処理場まで流下させ、きれいな水に戻して河川へ放流します。</p>	 <p>各家庭の敷地に合併処理浄化槽を設置し、浄化槽ごとに汚水を処理し、きれいな水に戻して河川へ放流します。</p>

表 1 各処理方式の特徴比較

集合処理方式（公共下水道事業）	個別処理方式（合併処理浄化槽事業）
<ul style="list-style-type: none"> ・トイレが水洗化される。 ・生活雑排水等は管渠で収集し、処理場で浄化される。 ・側溝等より発生するハエ、蚊が減少し、衛生的な美しい街づくりに役立つ。 ・排水設備改造費、受益者負担金、下水道使用料といった費用負担が生じる。 ・管渠及び処理場整備が必要なため、個別処理方式と比べると利用可能となるまでに時間及び費用を要する。 ・下水道が整備された際には、汲み取りトイレは3年以内に水洗トイレに改造することが法令で義務付けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレが水洗化される。 ・生活排水等は各家庭の浄化槽で浄化される。 ・側溝等より発生するハエ、蚊が減少し、衛生的な美しい街づくりに役立つ。 ・浄化槽設置費、清掃等の維持管理費といった費用負担が生じる。 ・浄化槽を設置するスペース（駐車場 1 台分程度）が必要となる。 ・既存の排水路（側溝）を利用することが可能な場合、管渠整備が不要のため、集合処理方式と比べ、短期間で利用可能となる。

2. 下水道について

下水道施設とは、各家庭から排出される生活排水等（トイレ、台所、風呂、洗面所等の排水）をきれいな水に戻して河川等に放流する施設です。



下水道の役割

1. 自然環境を守ります

私たちは、普段の生活において台所、風呂、トイレなどで水を使っていますが、同時に水を汚していることとなります。汚れた水は、道路側溝を通じて河川などに流れて自然を汚しています。

下水道は、家庭や工場から流れる汚水を集めてきれいな水に戻し、川や海などの自然環境を守ります。



2. 水洗トイレが使用できるようになります

くみ取り式トイレは、悪臭が発生する欠点があります。下水道を整備することで水洗トイレが使えるようになり、清潔で臭いの少ないトイレが使用できます。

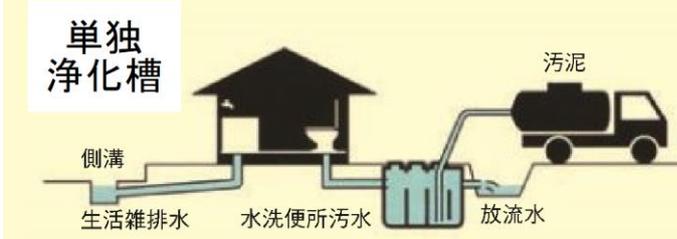
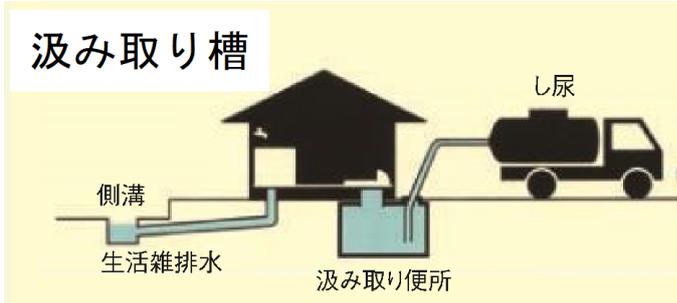


3. 街をきれいにします

生活雑排水を流していたドブ川は、悪臭を放つだけでなく、ハエ、蚊の発生原因になります。下水道は、このようなドブ川をなくして衛生的な美しい街づくりにも役立ちます。



3. 浄化槽について

用語名	解説
<p>単独浄化槽</p>	<p>各家庭や事業所のトイレから排出されるし尿を微生物の働きで浄化し、側溝などを経由して河川に放流するための設備。し尿のみを処理し、生活雑排水は雑排水管により未処理のまま放流する。浄化槽法改正によって、2001 年度から新設することは禁止されている。</p> 
<p>合併浄化槽</p>	<p>各家庭や事業所のトイレから排出されるし尿及び生活雑排水を微生物の働きで浄化し、側溝などを経由して河川に放流するための設備。し尿と生活雑排水を処理し、適正に管理されれば、下水道と同レベルの浄化能力を持つ。</p> 
<p>汲み取り槽</p>	<p>各家庭や事業所のトイレから排出されるし尿を貯めるためのタンク。汲み取り槽には浄化して排水する機能がないため、定期的にバキューム車で汲み取る必要がある。</p> 
<p>吸込槽・浸透槽</p>	<p>浄化槽により処理された水について、放流先となる側溝等がない場合、処理水を貯留・浸透させるために設置するタンク。</p>

4. 費用について

公共下水道にかかる主な費用について

- (1) 受益者負担金
- (2) 宅内排水設備改造費（接続時）
- (3) 下水道使用料（接続後）

以下に、それぞれの費用について説明します。

(1) 受益者負担金

受益者負担金とは、下水道の整備により生活が快適となり、利便性が良くなることから、土地の面積に応じて、土地の所有者に負担していただくものです。

受益者負担金の対象となる土地は、宅地課税されているか否かを基準として、現存する建物のある土地（一体利用を含む）となります。

現在、事業を行っている区域の受益者負担金は、1m²あたり 1,130 円（1 坪あたり約 3,735 円）となっていますが、令和 7 年度以降については、現在の単価 1,130 円から変更となることが想定されます。

受益者負担金の納付の方法は、一括納付または 5 年間の分割納付となっています。

(2) 宅内排水設備改造費（接続時）

公共下水道に接続するときには、敷地内の浄化槽を改造し、トイレ、台所、風呂、洗面所等の排水を直接、下水道に放流するための工事が必要となります。

宅内排水設備の改造費用は、家屋の大きさ、敷地の広さ等によって異なります。

(3) 下水道使用料（接続後）

下水道使用料は、水道水の使用水量に応じて納めていただくこととなり、納めていただいた下水道使用料は、下水処理にかかる費用や下水管等の維持管理にかかる費用に充てられます。

下水道使用料は市町村ごとに、汚水の処理コストなどを考慮した上で決められています。

令和 2 年度末現在、所沢市の 2 ヶ月間の下水道使用料（税込）は以下の例のとおりです。

20 m³ : 1,452 円、30 m³ : 2,364 円、40 m³ : 3,278 円、50 m³ : 4,454 円

70 m³ : 7,006 円、100 m³ : 11,132 円、150 m³ : 19,326 円

※接続後は水道料金と下水道使用料を合算した金額を納めていただくこととなります。

以上で、概要の説明は終わりです。別紙のアンケートへのご回答をよろしく願いいたします。